



特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和7年 3月26日(水)
(2025年)

No. 16348 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

- ☆特許権侵害に対する特許権者の
グループ会社による損害賠償請求……………(1)

特許権侵害に対する特許権者の グループ会社による損害賠償請求

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

1 特許権侵害に対し差止請求又は損害賠償 請求ができる者

(1) 特許権者及び専用実施権者

特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する(特許法68条本文)。特許権者が専用実施権を設定した場合、専用実施権者は業としてその特許発明の実施をする権利を専有する(特許法68条ただし書、77条2項)。

特許法

68条(特許権の効力)

特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

あなたの知識技術を活かしてみませんか？

先端技術リサーチー募集

審査経験者大歓迎！

すべての技術分野で募集中 採用時 65歳まで応募可能

IPCC

一般財団法人
工業所有権協力センター

HP

